

平成19年7月5日

蕨市長 頼高 英雄 様

男女共同参画の地域づくりについて(提言)

男女共同参画の地域づくりについて、別紙のとおり提言します。

蕨市男女共同参画推進委員会 委員長 大石圭子

男女共同参画の地域づくりについて

趣旨

平成 15 年蕨市男女共同参画パートナーシップ条例が制定され、4 年が経過した。その間、策定された男女共同参画パートナーシッププランに基づき、各種事業が着実に実施されてきている。そのことは、平成 18 年に調査した男女共同参画関連事業調査により約 8 割の実施率を上げたということが示している。

しかしながらその調査によると計画に掲載された 214 事業のうち、43 事業が未実施で、オーブンズ・パーソン制や市補助金交付団体への協力要請など、先導的な事業のほか、条例に謳われている地域推進員の設置など重要な事業も残されている。

この計画の重要課題のひとつに「地域の男女共同参画を進めること」があるが、これは、一人ひとりが身近な家庭や地域で意識を改め、実践していくことにより、明るい住みよい地域づくりを達成しようというねらいがある。

そこで、今回、計画の重要施策に位置づけられた「男女共同参画の地域づくりについて」、これまでの取り組みも踏まえながら提言することとした。

経緯

蕨市では、平成 3 年に男女平等行動計画を策定し、審議会への女性委員の登用や女性白書の刊行、女性人材リストの作成等を行い、着実に男女平等施策を進めてきた。また、平成 11 年施行した国の男女共同参画基本法や平成 13 年施行の埼玉県男女共同参画推進条例の制定を受け、平成 15 年には蕨市男女共同参画パートナーシップ条例を施行した。この条例は「市民にわかりやすく」、「地域で男女共同参画をすすめる」という点を重点におき、国の法や県の条例とともに蕨市の独自性をもって、男女共同参画をすすめる礎となっている。

さらに、この条例をもとに平成 16 年 3 月に策定した「男女共同参画パートナーシッププラン」では、活動センターの設置や各種事業の評価など新規事業も盛り込み、男女共同参画を一層推進されることが期待されるものである。

一方、市民活動においても平成 2 年に市内の女性リーダーが一堂に会して男女平等フォーラムを開催したことをきっかけに、平成 4 年男女平等推進市民会議が発足し主体的に市などとも連携しながら啓発活動を展開し、早い段階から市民と行政の協働による男女共同参画推進が図られてきた。

また、地域で残る慣習や制度の見直しを図り、住民自ら積極的に男女共同参画をすすめていくことの意義が大きいことから、市は平成 15 年 7 月に中央地域を男女共同参画モデル推進地区として指定した。中央地域では、中央コミュニティ委員と公募委員を中心に中央地域パートナーシップを進める会が発足し、地域団体のアンケート調査や学習会、講演会などさまざまな啓発活動を行ってきた。

現状

男女共同参画社会の形成には言うまでもなく、この固定的役割分担意識の是正が大前提であり、男女平等教育や啓発として「パートナー」の発行や各種研修会の開催を行ってきている。

しかしながら、町会行事や PTA 活動には実際、多くの女性が活動の担い手として活躍しながらも、これまで町会長に女性が就任した例はなく、歴代の PTA 会長においても女性は極めてまれな状況がある。このことは、いまだに「会長は男性」という慣習が残り、固定的性別役割分担意識が払拭されていないことを示している。

一方で、小・中学生がいる世帯は、学校や地域のかかわりを通じて意見を述べたり、交流したり、情報を共有したりする機会に恵まれるが、子どもの成長とともに地域とのかかわりが薄くなりがちなこと、また核家族化や勤労世帯の増加などにより、コミュニティ意識の欠如が指摘され、男女共同参画の推進を含めてコミュニティの醸成をどのように各世代に浸透していくかが大きな課題となっている。

そのような中で、条例 10 条に設けられている「地域推進員」制度の設置や地域の核としてのコミュニティ委員会や公民館の果たす役割に期待を寄せているところである。

具体的な課題

1、地域の推進

- ・地域団体の代表者は性別にとらわれることなく、女性でも就任できるように取り組んでいくこと
- ・コミュニティ委員会は男女共同参画をすすめる先導的な役割を担うこと

2、地域推進員制度の設置

条例 10 条に明記された地域推進員制度を設けること

- ・地域推進員の推薦は、コミュニティ委員会にゆだねるなど、効果的な方法をとること
- ・地域推進員の役割を具体的に示すこと

3、地域啓発の核として公民館に期待すること

- ・公民館事業で男女共同参画を取り組んでいくこと
- ・その他積極的な取り組みを行うこと

提言

1、地域での推進

- ① 各コミュニティ委員会ではその事業計画に男女共同参画の方針を立て、実践していくこと
- ② 各コミュニティ委員会は、団体の代表者やあて職などにとらわれず男女共同参画の模範として男女半々の組織構成を目指すこと
- ③ 町会の男女共同参画の実態を把握し、町会活動に男女共同参画の視点を取り入れ、町会の正副会長に女性が就任できるよう、啓発すること

2、地域推進員制度の設置

- ① 条例に明記されている地域推進員制度を整備すること
- ② 地域推進員の委嘱にあたっては、コミュニティ委員会や男女共同参画推進委員会の推薦、また公募制を取り入れること
- ③ 委員の委嘱は市長が行うこと

3、地域推進員の役割

- ① 地域推進員は、男女共同参画パートナーシップ条例の理念の普及啓発を担当する。
- ② 具体的には、以下のような実践的な活動を行う
 - ・ コミュニティ委員会や町会活動を通じて男女共同参画を地域に広める
 - ・ パートナーの通信員として地域情報を提供する
 - ・ パートナー発刊時には、モニターとして感想を述べる
 - ・ 地域推進の状況と各地域の情報交換のために開かれる定期的な会議に出席する
 - ・ 活動報告をまとめ、その内容は広く公開する

4、地域啓発の核として公民館に期待すること

- ① 公民館の事業計画に男女共同参画事業を盛り込み、実施していくこと
- ② 公民館報などに男女共同参画の啓発記事を掲載すること
- ③ 公民館の利用団体に男女共同参画の研修を行うこと
- ④ 男女平等推進市民会議や中央地域パートナーシップを進める会など市内の男女共同参画をすすめる市民団体と連携し、啓発活動を行うこと

会議の経過

○男女共同参画推進委員会

月日	会場	議題	備考
平成18年9月26日(火)	旭町公民館	地域の推進について	8名出席
平成19年2月6日(火)	市役所	男女共同参画の地域づくりについて	8名出席
平成19年5月25日(金)	市民会館	〃	

○正副会長会議

平成19年4月23日(月)	中央公民館	提言案の検討	正副委員長
---------------	-------	--------	-------

委員名簿

蕨市男女共同参画推進委員会 委員長
副委員長

大石 圭子
加藤 光男
平賀 圭子
上野 梢
海老原 一郎
本間 早苗
高橋 良知
酒井 佳延
杉山 節子
五十嵐 和之